平成２２年（フ）第１５１号
広島県呉市広長浜５丁目10番７号
債務者　石井　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１５３号
広島県呉市広駅前２丁目６番42号
債務者　小松　　明
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１５４号
広島県呉市広駅前２丁目６番42号
債務者　小松　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１５５号
広島県呉市焼山西１丁目10番３号
債務者　乾　　厚子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１５７号
広島県呉市蒲刈町大浦831番地
債務者　松村　孝司
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１５９号
広島県呉市仁方錦町23番26号
債務者　竹内　安人
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１６０号
広島県呉市西中央４丁目８番３―402号
債務者　山根　祥子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１６１号
広島県江田島市能美町鹿川4676番地21
債務者　白地　　積
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１６３号
広島県呉市広小坪１丁目27番10号
債務者　根井　慶子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４７１号
大分市中津留１丁目10番７号　立花ビル303
債務者　酒井　利夫
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９０号
宮崎県日向市大字富高6931番地
債務者　古城　親広
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２１５号
宮崎県延岡市恒富町３丁目３番地11
債務者　矢野　雄二
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６号
沖縄県八重山郡与那国町字与那国4022番地368　久部良第１団地Ｃ―１
債務者　竹富ちはる（旧姓上間）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３９号
北海道岩内郡岩内町字宮園63番地の４
債務者　上戸　脩一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第４２号
北海道虻田郡倶知安町北６条西５丁目２番地４　ひまわり団地１号棟105号室
債務者　市橋　政博
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第８０号
岩手県北上市下江釣子13地割44番地８、旧住所岩手県北上市常盤台３丁目18番11号　千田住宅２号
債務者　石川　朋美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第８８号
岩手県花巻市桜台１丁目26番20号　コーポＫ桜台Ｉ101号、前住所岩手県花巻市西大通り２丁目７番２―103号
債務者　菊池　伸忠
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部